

## 令和8年3月三芳町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和8年3月25日(水) 午後3時00分～午後4時00分

2.開催場所 三芳町役場 301会議室

3.出席委員 12人

会長	長谷川 清行
会長職務代理	古寺 貞雄
委員	島田 裕康
	矢島 秀信
	鈴木 浩之
	塩野 智恵
	清水 高広
	武田 修二
	鈴木 孝史
	鈴木 浩
	高山 誠二
	田中 義行

4.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第112号、1、農用地利用集積等促進計画案の作成について

議案第113号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

議案第114号、1、地域計画変更申出書に係る地域計画の目標地図の素案の作成の件

報告第101号、1、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)

報告第102号、1、農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	三浦 康晴	事務局次長	大久保 淳	主 幹	江田 直也
主 事	石原 柊	主 事 補	清水 大輝		

## 6. 会議の概要

会長 それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。  
本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に島田裕康委員、塩野智恵委員を選任します。本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の清水主事補を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局 議案第112号、1、農用地利用集積等促進計画案の作成について、別紙のとおり  
議案第113号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり  
議案第114号、1、地域計画変更申出書に係る地域計画の目標地図の素案の作成の件、別紙のとおり  
報告第101号、1、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)、別紙のとおり  
報告第102号、1、農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)、別紙のとおり  
令和8年3月25日提出  
三芳町農業委員会 会長 長谷川 清行  
以上でございます。

会長 議案第112号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 1ページをご覧ください。  
議案第112号は、農用地利用集積等促進計画案の作成の件となっております。町が農用地利用集積等促進計画を定める際は、農業委員会から意見を聞くことが適当であるとされているため、三芳町より意見聴取の依頼を受けております。  
番号1につきましては、所在が〇〇〇〇の1筆となります。  
所在につきましては、2ページから3ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。  
面積は1,983㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。  
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
転貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
権利の始期と終期ですが、  
令和8年6月1日から令和18年5月31日までの10年間となります。  
なお、新規の利用権設定となります。  
次に農用地利用集積等促進計画書に基づいて借人についてご説明します。  
機械は、耕耘機3台、トラクター2台、田植機1台、トラック5台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め3人となっています。

主たる経営作物は、かんしょ、さといも、ばれいしょ、にんじん、となります。  
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

2番委員 現地の確認をしました。  
現在はさつまいもを収穫した後で蔓が残っている状態でしたが、綺麗に管理されていました。問題ないと思われます。

会長 議案第112号番号1について何か意見ございませんか。  
異議なしの声がでましたので議案第112号番号1は意見無しとします。  
議案第112号番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 再度1ページをご覧ください。  
番号2につきましては、  
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆となります。  
所在につきましては、4ページから6ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。  
面積は上から582㎡、1,503㎡の計2,085㎡であり、権利が賃借権の設定です。  
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
転貸人は番号1と同一のため省略いたします。  
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
権利の始期と終期ですが、  
令和8年6月1日から令和11年5月31日までの3年間となります。  
なお、新規の利用権設定となります。  
次に農用地利用集積等促進計画書に基づいて借人についてご説明します。  
機械は、耕耘機3台、トラクター3台、コンバイン1台、トラック4台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。主たる農業従事者は申請者含め2名と、雇用労働力が年間延べ労働日数720人日となっております。  
主たる経営作物は、にんじん、小麦、大豆、さといも、かんしょ、小松菜となります。  
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

3番委員 現地の確認をしてきました。  
当該地は丁寧に耕耘されていて綺麗に管理されていました。  
問題ないと思われませんが、慎重審議の程よろしくをお願いします。

会長 議案第112号番号2について何か意見ございませんか。  
異議なしの声がでましたので議案第112号番号2は意見無しとします。

議案第112号番号3、4、5について、借人が同一のため一括で事務局より説明をお願いします。

事務局

7ページをご覧ください。

番号3、4、5について一括でご説明いたします。

番号3の所在は〇〇〇〇の1筆

番号4の所在は〇〇〇〇、〇〇〇〇の2筆

番号5の所在は〇〇〇〇の1筆の

計4筆となります。

所在につきましては、8ページから13ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は上から1,712㎡のうち846㎡、1,979㎡のうち955㎡、

785㎡、2,294㎡のうち1,894㎡の計4,480㎡であり、

権利はすべて使用貸借権の設定です。

番号3の貸人は〇〇〇〇、〇〇〇〇

番号4の貸人は〇〇〇〇、〇〇〇〇

番号5の貸人は〇〇〇〇、〇〇〇〇

転貸人は番号1と同一のため省略いたします。

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

すべて令和8年6月1日から令和18年5月31日までの10年間となります。

なお、新規の利用権設定となります。

次に農用地利用集積等促進計画書に基づいて借人についてご説明します。

機械は、耕耘機13台、トラクター10台、もみすり機1台、乾燥機3台、コンバイン4

台、トラック6台などを所有及びリースしており、農業を営む環境にあると判断しま

す。権利設定を受ける法人の業務執行役員の年間農業従事日数は、前年実績24

0日、本年見込み240日であり問題はないものとなっております。

主たる経営作物は、そばとなります。

事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

11番委員  
4番委員

番号3、5につきましては耕耘された後で、とてもきれいに管理されていました。

番号4につきましても草もなく、きれいに管理されていました。

慎重審議の程よろしくをお願いします。

会長

議案第112号番号3、4、5について何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので議案第112号番号3、4、5は意見無しとします。

議案第112号番号6について、事務局より説明をお願いします。

事務局 14ページをご覧ください。  
番号6につきましては、  
所在が〇〇〇〇から〇〇〇〇までの計25筆となります。  
所在につきましては、15ページから35ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、全て農振農用地となります。  
面積は合計48,109㎡であり、  
権利が使用貸借権の設定です。  
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
権利の始期と終期ですが、  
始期は全て令和8年6月1日からとなりますが、終期については以前の終期を引き継ぐため筆ごとに異なっております。  
なお、新規の利用権設定となります。  
次に農用地利用集積等促進計画書に基づいて借人についてご説明します。  
機械は、トラクター2台、もみすり機1台、乾燥機1台、コンバイン1台、トラック1台などを所有及びリースする予定であり、農業を営む環境にあると判断します。主たる農業従事者は申請者含め2名と、雇用労働力が年間延べ労働日数40人日となっております。主たる経営作物は、そばとなります。  
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

5番委員 現地の確認、及び借人に話を伺ってきました。  
借人は昨年よりそばの作付を始めており、来期から、作付け計画を増やしていくということです。現地もきれいに管理されていて問題ないと思われま  
す。  
慎重審議の程よろしくをお願いします。

会長 議案第112号番号6について何か意見ございせんか。  
異議なしの声がありましたので議案第112号番号6は意見無しとします。  
議案第113号番号1について、事務局より説明をお願いします

事務局 議案第113号は農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件となっております。  
番号1につきましては、  
権利が賃借権の設定となっております。  
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計8筆となります。  
所在につきましては、37ページから40ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、

面積は上から62㎡、975㎡、527㎡、277㎡、1,736㎡、1,873㎡、2,307㎡、3,142㎡の計10,899㎡となっております。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

〇〇〇〇、〇〇〇〇

〇〇〇〇、〇〇〇〇

〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由が、資機材置場となっております。

詳しい土地の選定理由ですが、申請者は、申請地の隣地に建築予定の物流倉庫の建築工事を契約しており、工事期間は令和8年6月から、令和11年4月までの予定となっております。

建築物の規模に対し敷地が狭く、安全優先で工期内に完成させるため近隣に作業スペースや仮設の工事事務所、現場作業者の駐車場や資機材置場が必要なため、近隣の山林や宅地等を探したが適地が見つからず、隣接地である申請地の所有者様方に相談したところ承諾を得られたため申請に至ったとのことです。

詳しい土地利用計画図につきましては、41ページをご覧ください。

続きまして、42ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。

こちら立地基準としては、農振農用地となります。

農振農用地の転用は原則不許可となっておりますが、許可相当とする理由としまして、不許可の例外規定である、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められる、という規定がございますので、本件はこれに該当するため許可見込みがあると考えております。

また、一般基準についてご説明いたします。

資力および信用についてや申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、添付の資料から支障がないと考えております。

次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。

また、地域の効率的、総合的な農地利用へ支障がないかどうか、につきましてもア～ウの基準について、三芳町観光産業課農業振興担当と協議の上、地域計画、及び三芳農業振興地域整備計画への影響がないことを確認しております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

8番委員 申請地を確認してきました。  
少し荒れている部分もありましたが、畑として管理されていました。  
本件で農地を貸すことに問題はないかと思われまます。  
慎重審議の程よろしくをお願いします。

会長 議案第113号番号1について何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、許可相当とします。  
議案第113号番号2について、事務局より説明をお願いします

事務局

再度36ページをご覧ください。  
番号2につきましては、  
権利が使用貸借権の設定となっております。  
所在が〇〇〇〇の1筆となります。  
所在につきましては、43ページから44ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、  
面積は522㎡となっております。  
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇  
申請事由が、自己用住宅となっております。  
詳しい土地の選定理由ですが、申請者は夫婦と子供の3人で借家にて生活していますが、子供が大きくなり手狭になることから住宅の建築を計画していたところ。申請者の叔父(父の兄)が一人暮らしをしていますが、目が見えず、ケアサービスを受けており、父が叔父の面倒を見ることになり、申請者家族と両親、叔父の6人で生活する家を建てることにしたが、現在叔父が生活している〇〇〇〇周辺、及び、現在の住居を建て替える計画も検討したが適地が見つからず、土地も狭かったため、叔父が所有している農地に建築する計画をたてたため申請に至ったとのことです。  
詳しい土地利用計画図、平面図・立面図につきましては、45ページから48ページをご覧ください。  
続きまして、49ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。  
こちら立地基準としては、2管2施設という基準があり、これを満たすため、第3種農地と判断しております。  
今回は水道管、ガス管の2管、そして北西方向に〇〇〇〇及び〇〇〇〇の2施設がございます。この基準を満たしているため第3種農地と判断しております。  
また、一般基準についてご説明いたします。  
資力および信用についてや申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、添付の資料から支障がないと考えております。  
次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。  
また、地域の効率的、総合的な農地利用へ支障がないかどうか、につきましてもア～ウの基準について、三芳町観光産業課農業振興担当と協議の上、地域計画、及び三芳農業振興地域整備計画への影響がないことを確認しております。  
事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員 現地の確認をしてきました。  
事務局から説明があったとおり、地権者は目が不自由で畑の手入れも難しく草が少し目立っていたが、住宅を建てるにあたっては問題ないと思われます。  
審議の程よろしくをお願いします。

会長 議案第113号番号2について何か意見ございませんか。  
異議なしの声がありましたので、許可相当とします。  
議案第114号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 50ページをご覧ください  
議案第114号番号1につきましては、令和7年3月31日に策定した三芳町地域計画について、農地所有者及び耕作者より「地域計画変更申出書」が三芳町長宛てに提出されたことによる、地域計画の変更に伴う目標地図の素案について審議し、意見を求めるものとなります。  
農業経営基盤強化促進法第20条第1項の規定では、「市町村が地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、農業委員会に対し、地域計画のうち地図の素案を作成し、市町村に提出を求めるものとする。」と定められております。  
地域計画の変更申出書が提出されたことにより、三芳町長より令和8年3月10日付三芳観発第860号にて地域計画の変更申出書に係る地域計画の目標地図の素案の作成について諮問を受けており、別紙のとおり「目標地図」を作成し、三芳町長へ答申することに、意見を求めるものとなります。  
また、同法同条第2項では「第1項の規定による求めを受けた農業委員会は、当該求めに係る区域内の農用地の保有及び利用の状況、当該農用地を保有し、又は利用する者の農業上の利用の意向その他の当該農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して、地図の素案を作成するものとする。」とされており、三芳町ホームページ上にて今回の件について協議の場に代わる意見聴取の結果に基づきまして素案の作成をいたしました。  
今回の変更申出が出された地区は〇〇〇〇、〇〇〇〇の2地区となります。  
51ページに提出された地域計画変更申出書の申請土地の一覧がございます。  
52ページから53ページは変更前と変更後の目標地図です。  
事務局からは以上です。

会長 議案第114号番号1について何か意見ございませんか。  
異議なしの声がありましたので、決定とします。  
これよりは報告案件となります、事務局より報告をお願いします。

事務局 54ページをご覧ください。  
報告第101号は、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件となっております。  
これは、耕作を行う者が、その事業のため、農機具置場・倉庫などの農業用施設を設置するにあたり、施設に必要な敷地面積が2アール未満である場合は、届け出を行うことで設置することができます。

番号1につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計2筆で、面積は388㎡のうち82.28㎡、90㎡のうち48.96㎡の計131.24㎡となっております。

所在等につきましては、55ページから57ページまでの案内図、公図の写し、配置図、平面図をご覧ください。

届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、堆肥場として受理済みです。

続きまして58ページをご覧ください。

報告第102号は、農用地利用集積等促進計画の認可の件となっております。

この案件は、令和7年12月の総会にて農地中間管理機構を通しての貸し借りをを行う件で審議を行い、決定をいただきました。その後、農地中間管理機構から借り受ける方が決定し、県から認可の上、公告がなされたことについて、農業委員会あてに通知がありましたのでこの場でご報告するものです。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇の1筆となります。

所在につきましては、59ページから60ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は1,328㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和8年3月1日から令和13年2月28日までの5年間となります。

番号2につきましては、

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計6筆となります。

所在につきましては、61ページから66ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は上から2,266㎡、2,050㎡、5,304㎡、4,301㎡、2,210㎡、1,766㎡の計17,897㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。

貸人は、番号1と同一のため省略します。

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和8年3月1日から令和13年2月28日までの5年間となります。

公告日は番号1、番号2ともに令和8年2月26日となります。

事務局からは以上です。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。  
最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。  
議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和 8 年 4 月 27 日

議長 長谷川 清行

署名委員 島田 裕康

署名委員 塩野 智恵